

第 92 回 神戸市上下水道事業審議会（平成 30 年 12 月 14 日）議事要旨

議事（1）平成 29 年度 神戸市水道事業会計決算の概要について

議事（2）平成 29 年度 神戸市下水道事業会計決算の概要について

議事（3）下水道専門部会の審議状況について

議事（4）その他

【議事（1）】

（委員）

改正水道法について、2 点確認したい。1 点目は改正水道法の内容について、2 点目は改正について水道局が具体的に把握していることについて教えてほしい。

また、自身が役員を勤める商店街連合会では飲食店に携わる会員も多いことから、改正水道法について関心が高く、水道局から直接説明をしてほしい。

（水道局）

これまで、一般的には、コンセッション方式を採用する場合は、地方公共団体は事業の実施方針を公表することが求められており、また、そのコンセッション方式を採用する対象となる事業体に施設運営権を設定し、議会で条例を上程し議決を得ることが定められていた。

今回の改正水道法では、水道事業におけるコンセッション方式の採用には、厚生労働大臣等の許可が必要となるなど、手続きが増えた。また、コンセッション事業者が実施可能な業務範囲は、法に記載されているが、個別具体的な内容については、今後の省令やガイドライン等の公表によって明らかになる。

コンセッション事業者による業務範囲について特徴的な点は、料金の設定・収受が挙げられる。今までは、料金の収受は水道局が行い、委託業者へ業務に応じて委託料として支払っていたが、法改正によって、コンセッション事業者が、青天井ではなく条例に定められた範囲内で、独自に料金の設定・収受が可能となった。

いずれにしても、給水契約の締結等、安全な水の供給に係る水道事業の全体方針の決定や全体管理については、引き続き地方公共団体が責任を負うことが定められている。

個別に後日説明をさせていただく。

（委員）

資料 1 の 8 ページ「財政の状況」における、給水収益について、平成 31 年度は中期財政計画の値であるが、平成 28、29 年度決算と 30 年度予算と比較すると、31 年度の見込みとしては厳しい数値である。実際はもう少し改善されると考えてよいか。

(水道局)

計画策定時（3年前）には、過去10年の給水収益が平均で1%ずつ減少していたため、計画期間の4年間についても毎年約1%ずつ減少すると予測した。一方で、予算編成時には直近の4年間の動向を踏まえるなど、随時修正しながら経営管理を行っている。

(委員)

水道修繕受付センターについて、スムーズな情報共有・引継ぎ体制を要望したい。

自宅のトイレのタンクに水が溜まらなくなり、水道修繕受付センターへ電話をかけたが、その際の対応が遅く、結果的に1週間後の修理となった。今回は緊急で修繕を必要とするケースではなかったが、緊急で修繕を必要とする方にとっては、このような対応をしていては、悪徳事業者に騙され高額な請求をされるといったような被害にもつながりかねない。

利用者からの修繕依頼について、センターでは十分な情報共有と引継ぎをしていただきたい。

(水道局)

ご迷惑をおかけし誠に申し訳ない。

水道局では、平成20年度より「水道修繕受付センター」を開設し、緊急を要する水まわりのトラブルに対応できるよう努めている。契約している事業者に対しては、対応時に、1時間以内に駆けつけるよう指導をしている。

今回の件で、迅速な対応ができなかったこと、センター内での引継ぎ体制に不備があったことについて、センターを委託している神戸市管工事業協同組合へ指導しておく。

(参与)

改正水道法について、神戸市は、現在、コンセッション方式の採用予定はないとしているが、一方で、民間に任せるところは任せるとしている。神戸市では、直営を維持する業務と民間に任せる業務の線引きは、どこに設定しているのか。

(水道局)

民間における技術の進歩等もあり、一概に官民における業務に境界を設けることは難しいと考えている。ただ、安心安全な水の安定供給という観点から、水質の安全管理や災害時の安定供給などについて、責任を持って取り組むために必要な体制や業務については維持していく。

運営や経営面で、効率化や最適化に資すると考えられる場合は、任せられるものは民間に任せよう検討を進めていきたい。

(参与)

線引きは難しいというが、境界を明確にしておかないと、コンセッション方式ではなくとも、他都市では包括民間委託についての事例もあり、業務の大半を民間に任せることになってしまうのではないか。コンセッション方式を採用する予定はないとしているのだから、線引きについても考え方を明確にしてもらいたい。

(参与)

神戸市は、現在、コンセッション方式の採用を予定していないとしているが、この表現のみでは、直営を堅持し、民間を信頼せず、官が上で民が下という極端な考え方で誤解されてしまう。少しは、他都市の動向や海外の事例などの研究・調査を行う姿勢も示す必要があるのではないか。

(水道局)

現在のところコンセッション方式を採用する予定はないが、民間に任せるところは民間に任せていき、直営で行っている業務については、集約化などを実施することで効率的な経営に努めたい。

一方で、今後、公表される省令やガイドライン、また、コンセッション方式を導入しようとしている地方公共団体も出てきていることから、それらの動向についてしっかりと注視していきたいと考えている。

(参与)

コンセッション事業者の実施可能な業務を見ても、料金の設定・収受を除いて、ほとんどがすでに民間へ委託している。管工事組合のように、官民一体となって行っている事例もあることから、すでに官民は連携しているイメージがある。

(委員)

最近の改正水道法の議論において、官民連携の話題がメインとなっていることに正直驚いている。改正水道法の議論については3年前からなされているが、当時は都道府県の責務の明確化や広域連携の推進などが中心であった。都道府県が小規模の地方公共団体などへ深く関わっていくことで、連携が進んでいくのではないか。神戸市においても、神戸市単独ではなく阪神地域を一体とした広域連携について議論を進めていくべきではないか。

(参与)

市会における市長答弁に、神戸市水道局は経験が豊富であり、技術力に優れているとあった。技術継承の観点から、他都市では研修施設の拡充・整備に取り組んでいるところもあるようだが、神戸市については研修施設についてはどのようなものがあるのか。

(水道局)

神戸市水道局では OJT による職員の育成を行っている。漏水調査について、民間へ委託をしている事業者は多くいるが、神戸市では直営で行っているように、あらゆる技術について、新規採用者には、まず現場に出て習得をしてもらうようにしている。

また、技術職の新規採用者および異動をしてきた職員について、「スキルアップ計画」を実施している。1年目から3年目までの間に、習得するスキルの設定や習得に参考となる図書の紹介などを行い、段階的なスキルアップを目指した研修プログラムを設けている。

このように、研修施設の拡充・整備というよりは、技術継承のための研修の仕組みづくりに取り組んでいる。

(参与)

今後、広域連携は避けては通れないので、震災を経験した神戸市水道局の技術を、神戸市だけでのみ継承していくのではなく、近隣市や他都市のような広域に発信・継承していく取り組みも進めてほしい。

(委員)

広域化が進むことで、水道料金は上がるのか、下がるのか、そういったことも含めて、「全てよし」とするよう説明のしかたはやめてほしい。水道料金を値上げしないならそれでもよし、値上げするなら値上げするでよい。ただし、値上げする理由というものを明確に説明してほしい。

(水道局)

広域化にも様々なレベルがあり、経営統合をするような広域化もあれば、施設を共同利用する広域連携のようなものもある。一足飛びに、料金や経営改善から議論を進めてしまうと、料金が安くなる事業者と高くなる事業者が出てきてしまい、議論が止まってしまうことはよくある。

限りある資源で最適な事業運営を行っていくために、忌憚のない議論を進めようということが広域化の検討の始まりである。また、阪神地域においては、各事業者とも健全経営を行っていることから、未だ、経営統合などについての議論には至っていない。

【議事（2）】

（委員）

6 ページの指標の達成状況について、一番上に污水管渠の再構築済みエリアの昼間人口とあるが、なぜこのような指標を出しているのか伺いたい。通常であれば、改築更新の進捗具合は更新率で示すものではないか。

（建設局）

指針を検討した時に国が地震対策事業に力を入れていた。その時には対象が駅周辺などの人口が集中しているエリアを優先して行うということもあり、その趣旨を鑑みてアクアプラン2020では昼間人口を指標としている。

（委員）

緊急時の対応を考えると駅周辺から工事を進めていくことは理解できる。しかし、そういったエリアで工事がどの程度進んでいるのか分かる指標はないのか。昼間人口だけで判断できるのか。

（建設局）

目に見える指標として、昼間人口の指標をおいている。一方で、管きよの改築更新事業を毎年 45km 進めており、これは、駅周辺だけでなく老朽化の進んでいる場所を対象として計画的に行っている。そのため、管きよの耐震化率などの指標も持ち合わせている。現在の耐震化率は、污水管きよについては 29 年度末時点で 41%、雨水管きよについては 12% である。

（委員）

7 ページの浸水対策事業の促進に関する部分について、各地区の整備について記載があるが、個別のスケジュールについて詳細に教えてほしい。

（建設局）

西河原地区については工事中であり、もう少し時間を要する。三宮南地区については、3つのポンプ場があるが、すでに整備が終わっており、雨水幹線についてもほぼ完了している。現在は、側溝から雨水幹線への繋ぎこみの工事を行っている。長田南部地区についても、ポンプ場および雨水幹線の工事は完了しており、残る側溝の切替工事を行っている。和田岬地区については完了している。魚崎ポンプ場の改築更新については、現在、施工中である。宇治川ポンプ場の改築更新については、台風 21 号で東川崎地区がかなり浸水したこともあり、そちらを優先するため、改築更新ではなく延命化での対応を考えている。

(委員)

先般の台風での高潮被害について、今後の南海トラフ地震や高潮に備えた話であると思う。神戸市でこれまで様々な対策をしてきた中で、その結果が上手くいったところや上手くいかなかったところを整理していただいて、行っている事業について効果があるものだと示していただきたい。また、先般の台風による下水道施設の被害の状況はどの程度か。

(建設局)

被害状況について、ほぼ整備が完了している三宮南地区については、ほとんど被害はみられなかった。側溝の繋ぎこみが未整備の場所で若干の冠水はあったものの、ポンプ場や管きよの整備が効果を発揮したものと考えている。しかし、未整備であった東川崎地区については、台風 21 号で大きな被害があったため、今後対応していく。また、下水処理場や雨水ポンプ場の被害はなかった。ただ、昔の石積み水路を雨水幹線として利用している場所については、若干蓋が持ち上げられたり、石積み水路の隙間から漏れ出した水で道路が冠水したりといった被害はあった。これについては、今後緊急的に対応していく。

【議事 (3)】

(会長)

先ほど行っていた第 5 回下水道専門部会で出た意見について説明する。19 ページをご覧ください。先ほど、16 通りの案について説明があったが、今回のポイントとなるのは、安定した収入の確保、小口使用者への配慮、負担の公平性であり、その観点から考えると、C-5 案と D-5 案が全てを満たすため、それぞれの案について専門部会でいろいろと意見をいただいた。いただいた意見を紹介すると、

- ・ 使用水量の減少が続く中で基本使用料を上げることはやむを得ない。
- ・ C-5 案、D-5 案のどちらも、基本使用料が 30 円値上げの 500 円となり、53 ページの一覧表を参考に見ていただくと、政令市で最も安い使用料であることに変わりはない。
- ・ C-5 案と D-5 案の異なる点は、基本水量を 5 m³とする C-5 案のほうが、基本水量を 6 m³とする D-5 案よりも 20 円多く負担することであり、それにより、その他の従量使用料が、C-5 案では一律 2% 上がり、D-5 案では一律 3.1% 上がるため、C-5 案のほうが負担は小さく見える。
- ・ 大口使用者の負担に関して、53 ページを見ると、使用水量が多いところの使用料は政令市のなかでも中位となっているが、一方で小口使用者など使用水量が少ないところの順位は 1 位であるため、大口使用者の負担をもう少し軽減することも必要。また、現在、神戸市の通増度 5.53 で政令市の中で 16 位であるが、C-5 案では 2.65 まで改善され、順位は 5 位くらいになる。D-5 案の通増度は 3.22 で 6 位か 7 位となるため、大口使用者の負担は C-5 案の方が改善される。

- ・現在の逡増度のまま小口使用者を優遇するのは少し問題があり、緩やかな逡増のカーブに是正することを考えるとC-5案の方が若干望ましい。
- ・5ページの10 m³以下の円グラフをみると、基本水量を5 m³とするのか6 m³とするのか悩ましいが、基本水量を5 m³としたときに、およそ50%の使用者がカバーでき、6 m³や7 m³にする理由は見受けることができない。
- ・1 m³から10 m³まであまり偏差が無く、均等に使用者が分布しているため、本来であれば基本水量は0 m³にするのが望ましいが、いきなり0 m³にすることは難しいため、半分程度のところで切ることが現実的な解決策ではないか。
- ・今後10年間はこれで問題ないと思われるが、長期的なことも踏まえて、適切な時期に定期的に使用料を見直すことも必要ではないか。
- ・従量使用料について、C-5案は一律2%、D-5案は一律3.1%上げると表記された際、印象として、D-5案が一見高く上がるように見えるのでC-5案のほうが望ましいのではないか。

それぞれ良い点悪い点があるが、概ねC-5案が望ましいという意見が多かった。次回、こういった意見を踏まえて、もう一度検討した上で、最終的な専門部会としての意見としてとりまとめて審議会に諮りたい。

(委員)

先ほどの専門部会では、概ねC-5案を支持されていたが、私はD-5案のほうがよいと発言した。消費税も上がるし、使用料を上げるとなると市民に快く納得してもらう必要があるが、C-5案とD-5案はたいして変わらないようにも見えるが、27ページと32ページに詳しいシミュレーションがあるのでご覧いただきたい。C-5案とD-5案を比較して気になるのは、単価の増加率である。C-5案では大口使用者の増加率が抑えられているように見え、D-5案では概ね均等であり、そのため、小口使用者に対してより値上げ幅が大きいくという印象になる点である。基本水量についても、6 m³ではこれまでの10 m³以下の使用者のうち過半数の6割近い世帯がカバーできるのに対し、5 m³では5割に満たず、少し差があるため、D-5案のほうがやや市民に理解してもらいやすいと思う。

(委員)

中立な感覚のつもりだが、53ページに政令市の下水道使用料を比較した順位があるが、小口使用者の順位は1位で政令市の中でも一番安い。一方、大口使用者の順位は中位であり、今現在は、かなり小口使用者に配慮された使用料構造となっている。今回、使用料改定を行った場合、C-5案、D-5案ともに基本使用料が470円から500円になっても、順位は1位のまま変わらない。小口使用者については単価の増加率が高くみえるが、このところは逡増度の数字のマジックで、端数処理をした結果で増加率が下がったように見

えるが、大口使用者の負担する金額が多いことには変わりはない。これはこれまで小口使用者がかなり配慮されてきた中でのことなので、今回は個々の増加率よりもそれぞれの単価を見ていただいて、より広く負担していただくようにするほうが今後の持続的な経営を考える中でも良いのではないかと。最終的に市会でも審議があるかと思うが、そのあたりはバランスを持って見ていただきたい。

(委員)

部会のメンバーではないが、3ページを見ると、2,000 m³以上の大口使用者は水栓の数では0.04%しかいないが、使用料全体の20%を支払っている。私自身、色々シミュレーションをした中で、市民の方々の負担が1円でも上がるのは・・・、ということは分かるが、大口使用者が1つでも抜けるとこのシミュレーション自体が成り立たなくなると思う。そういったことからすると、神戸においてどれだけ大口使用者を確保するかが下水道の経営基盤を維持できるかということになるため、できるだけ大口使用者が抜けられないような施策を考えていただきたい。

(委員)

使用料の話から少しそれるが、10ページの資本的収支の見通しの資料の中で、今後10年間の企業債と償還金を見ていくと、概ね企業債の発行が償還金より大きい。9ページの収益的収支をみると、支払利息は下がっていくと予想されており、高い金利のものが償還されて安い金利のものに借り換えを行うということかと思う。しかし、今現在は金利も安いのが10年先となると分からないし、金利も上がるかもしれない中で金利のリスクをどれくらい考えているのか。また、金利が1%あるいは2%上がったときの支出の増加が収支の見通しに影響を与える可能性について教えていただきたい。

(建設局)

企業債は大きなウェイトを占めているが、現在でも金利の安いものに借り換えも行っている。また、基金を活用して一括返還を行うなど、できるだけ金利の影響を受けないような措置を行っており、それは収支の見通しのなかでも反映している。

(建設局)

起債の利率について、既に発行しているものは発行時の金利で計算しており、今後発行する分については、財政計画を立てたときの金利を採用している。

(参与)

52ページのその他に記載されているものはどういった内容か説明をお願いしたい。

(建設局)

浴場汚水について、現行では、10 m³以下の基本使用料は470円、11 m³以上については1 m³あたり37円と設定している。改定後の案として、C-5案とD-5案が優先的に議論されているが、その案が採用されると基本使用料は500円になる。基本水量を超える部分については、1 m³あたり37円から据え置きである。その理由は、法律に定められているとおり公共性が高いこと、また、物価統制令により入浴料金が制限されていることを鑑み、このような対応をしたいと考えている。続いて、共用汚水とは一般の住宅において1つの水道メーターで2つ以上の給水装置に水を配る形態のもので、現在、水道局では新設を認めていないが、市内で残っている箇所がある。現行、基本使用料350円で基本水量の超過分については、1 m³あたり16円である。これについては、平均改定率、例えばC-5案であれば7%であるが、これにあわせて改定したい。なお、水質使用料については据え置きたいと考えている。

(参与)

公衆浴場は、久元市長が地域の財産として危機感を持って守っていかねばならないと表明されているので、これは非常にいい案であると思う。

(参与)

使用料改定の資料を見て、いかに今まで神戸市が他の政令市と比較して低価できていたのかということに改めて認識している。同時に、今後、使用料を改定するにあたり、若干負担の増加になるわけだが、改定を行っても他の政令市と比較すると低価であるということはいかに市民の方にわかりやすく、納得いただけるように説明することが今後のテーマであると思うが、そのあたりの考え方を教えていただきたい。

(建設局)

今回の使用料改定について、審議会で議論いただいている内容を踏まえて、今後の下水道事業の経営や使用料制度のあり方について、市民や事業者の方に丁寧に説明することが重要であると考えている。まだ具体的な案は出ていないが、市内全戸に配布される広報紙KOB Eが最も効果的ではないかと考えており、答申をいただいた後、その内容を踏まえた広報を、広報紙KOB Eで広く市民や事業者の方にお知らせしたい。また、事業者の方にはパンフレットを作成・郵送できないか検討している。さらに、ホームページやSNSを活用した広報についても今後検討していきたい。

(参与)

神戸市の下水道使用料は、前回の改定から 30 年以上経過しており、この間に震災があっても、使用料の据え置きをしてきたことも踏まえて、市民の方に理解をいただける PR 方法を委員の皆様のお知恵も借りながら、考えていただきたい。下水道のありがたみが表に出にくい、広報が難しい部分もあると思うが、逆に見えないからこそ、もう少し市民の方に分かりやすい広報の工夫をしていただきたい。また、今後の財政計画に合わせた中期経営計画について、2029 年までの長期的なスパンで見直しをしていきたいという話があったかと思うが、先ほど委員の方のお話にもあったように、施設の老朽化対応等で資本的な支出も増加することが考えられる。資金的な経理状況も踏まえながら、今後の長期的な見直しも必要ではないかと思うが、いわゆるキャッシュフローベースで資金的な状況についてもお示しすべきではないか。

(建設局)

本日の審議会資料ではお示しできていないが、以前の下水道専門部会において、今後の資金の見通しを踏まえた資料をお示ししている。今後の審議会でも資料としてお示したい。

(委員)

27 ページと 32 ページで単価の増加率を見ると、D-5 案は増加率が高いように見えるが、実際の差は 1 円や 2 円の差である。19 ページを見ると、それぞれの使用水量で使用料がどれくらい増加するのか、金額が示されており、C-5 案を見ると、6 m³では改定後の使用料が 520 円、D-5 案では 500 円で 20 円の差しかない。しかし、100,000 m³では C-5 案では 497,860 円、D-5 案では 797,230 円であり、約 30 万円の差がある。年間では 360 万円にもなり、普通の企業であれば、節水を考えると思う。神戸市の収支の割合を見ると、0.4%の層が全体の 20%の使用料を負担しており、企業が節水を考えた場合、この 20%が 18%や 17%に落ち込むかもしれない。そうすると、今回の使用料改定では全く役に立たない。むしろ、市民の方にもっともっと負担をお願いしないと経費回収率 100%は維持できない。そのあたりを考えた上でご判断いただければと思う。

(参与)

本日の下水道専門部会を傍聴させていただいた。C-5 案も D-5 案もそれなりに納得はできるが、使用料を上げることに納得しているわけではなく、もう少し前提となるものがほしい。下水道事業は公衆衛生という大事な役割を担っているため、市の施策として政策的な配慮が必要である。国からは一般会計からの繰り入れはできるだけ減らすように指導がある。10 ページを見ると、国庫補助について 30 年度は 58 億 8000 万円であるが、31 年度以降は 41 億円という見通しが立てられている。また、他会計の繰入金についても、29

年度から 41 年度にわたって減少の一途を辿っている。政策的な視点が抜けているのではないかと思う。下水道単体で考えられる話ではないと思うが、特に一般会計からの繰入金については重要な要素であると思うが、そのあたりの考え方を伺いたい。

(建設局)

一般会計からの繰入金については、参与のおっしゃるとおり、国の基準があるため、それ以上は難しい。その基準に応じた金額が一般会計から繰り入れがあるという前提でこの収支計画を立てている。

(参与)

受益者負担という考えでいくと、そもそもなぜ下水道が敷かれたのかという観点が抜けている。気に入らないから下水道につながませんというわけにはいかないものである。公衆衛生的な観点での判断から、一般会計から繰り入れてもいいと考える。財務課とよく協議してほしい。議論の過程を見ているとそのあたりが弱く、まだまだ議論が足りないのでは、と疑問を感じている。もう 1 点、神戸市は他都市と比較しても使用料が安いと思うが、それぞれまちの成り立ちが違っている中で単純に金額だけを比較していいのかと感じる。神戸市の政策的な背景でニュータウンをつくってきたということであれば、ニュータウンの中の老朽管の更新は、一定の政策的な配慮が必要ではないかと思う。そういった議論もしていただきたい。

【議事（４）（５）】

- ・その他
- ・閉会